

香美市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な基準を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、香美市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、雑誌に広告を表示するスポンサー（以下「雑誌スポンサー」という。）が購入する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーが、香美市有料広告の掲載に関する要綱（平成19年香美市告示第147号）第3条第2項に該当する規制業種又は事業者に係るものは、対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、香美市有料広告の掲載に関する要綱第3条第1項に該当するものは対象としない。

(広告表示期間)

第5条 広告の表示期間は、原則として図書館長が表示を決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、図書館長又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサーの申込)

第6条 広告表示を希望する者は、別に定める雑誌リストに掲載された雑誌の中から広告表示を希望する雑誌を選定し、香美市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に表示しようとする広告の原稿、その他図書館長が必要と認める書類を添えて、図書館長に提出するものとする。

(雑誌スポンサー及び掲載広告の内容審査と決定)

第7条 図書館長は、前条の申込みがあったときは、雑誌スポンサーの選定と広告内容に関して審査を行い、その適否を決定する。

2 図書館長は審査結果を、香美市立図書館雑誌スポンサー承諾（不承諾）通知書（様式第2号）をもって、申込者に通知するものとする。

3 希望する雑誌を同じくする申込みが2つ以上あったときは、審査で適当と認められた申込者の中から、図書館長が抽選を行い決定する。

(覚書の締結)

第8条 前条第2項の規定による承諾通知書を受け取った申込者は、速やかに図書館長と

覚書（様式第3号）を締結しなければならない。

（雑誌スポンサーの責務）

第9条 雑誌スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

（広告内容の変更）

第10条 雑誌スポンサーは、雑誌に表示した広告の内容を変更しようとするときは、事前に図書館長に申し出て、変更の内容について承諾を得なければならない。

（提供雑誌の支払い及び納入）

第11条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入代金を、図書館長が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。

2 提供雑誌の購入代金は、指定された期日までに一括で前払いするものとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。

3 振込手数料等支払いに必要な経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

4 提供雑誌が当該表示期間中に休刊、廃刊となったときは、図書館長と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

（雑誌スポンサーの決定の取消し）

第12条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの承諾の決定を取り消すことができる。

（1） 提供する雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。

（2） 香美市立図書館雑誌スポンサー申込書に記載した内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとしてふさわしくない行為があったと図書館長が認めるとき。

2 雑誌スポンサーが図書館長の指定する雑誌納入業者へ支払った雑誌購入費は、前項の規定による決定取消しにかかわらず返還しないものとする。

（雑誌の所有権）

第13条 雑誌スポンサー制度によって配架された雑誌は、すべて図書館に帰属するものとする。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、図書館長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から実施する。